

丹波山村に、

「ありがとう」を
伝えたいたい。



だから、私も、
ふるさとに納税します。

丹波山村では「大きな自然のポケットです。山の山の手。丹波山村。」をキャッチフレーズに、多摩川源流の豊かな自然環境を舞台に、観光産業の発展を軸にしたむらづくりを進めています。

しかしながら、丹波山村は著しい少子高齢化と過疎化によって、現在は人口約 700 人、その内、小学生は 14 人、中学生は 19 人という小さな村となってしまいました。

このままでは限界自治体の危機、そして村が自然消滅してしまう恐れもあります。

この素晴らしいふるさと "丹波山村" を元気に再生させ、次世代につなげていくこそが、今を生きている私たちの使命ではないでしょうか。

村在住者、村出身者、そして丹波山村を愛してくれている皆さん之力で、丹波山村を元気にしていきましょう。



※写真は昭和 48 年の小正月
上：奥秋地区のお松焼き
下：門道神（どうしん）

丹波山村応援寄附金とは

～制度のご案内～

「ふるさとに貢献したい」「この自治体を応援したい」といった納税者の思いを活かすために、都道府県や市区町村に対する寄附を行った場合には、所得税や住民税が一定程度まで控除される「ふるさと納税制度」が導入されました。丹波山村では、この「ふるさと納税制度」を利用して「丹波山村応援寄附金」を募集しています。

村の出身者はもちろん、丹波山村に思いを寄せてくださる方の気持ちを"むらづくり"に活かし、村の活性化に向けてがんばりたいと思っております。

「丹波山の自然を大切に。ふるさとは今も昔も変わらず、美しい自然環境が守られています。」というメッセージをお伝えしたく、毎年、丹波の四季ふるさとカレンダーを発行しているのもその一例です。

このお盆休みに帰省されましたご家族やご親戚の方々に、この趣旨をご理解いただきまして、「丹波山村応援寄附金」にご協力いただけますよう、お話ししていただきたいと思います。

平成29年5月

丹波山村長 船木良教

手続きの流れは？

※税務申告のイメージ図です。

寄附金の申し出にあたり、不明な点や不安に思うことがありましたら、お気軽にご相談下さい。

寄附する人

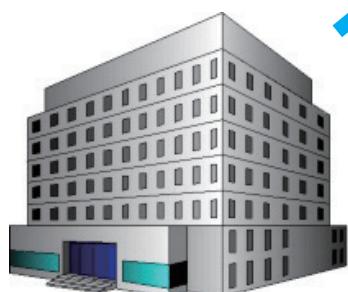
丹波山村

1. ふるさと納税の
申し込み

2. 寄附金の受領書



居住の市区町村



7. 納税

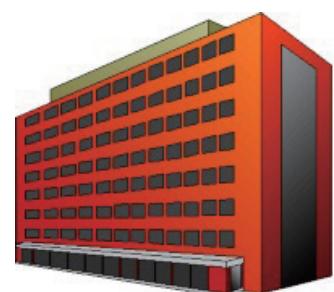
6. 住民税決定通知
(控除後の税額で翌年度の
住民税が課税)

4. 所得税の還付

3. 寄附金控除の
確定申告

税務署

5. 申告書の送付



●ふるさと納税制度とは？

個人が地方公共団体に対して5千円を超える寄附を行った場合に、5千円を超える部分について一定限度（おおむね個人住民税の10%の額）までを個人住民税と所得税をあわせて全額控除する制度です。

丹波山村に寄附をいただきますと、寄附金の受領書を発行しますので、寄附金受領書を添えて所得税の確定申告を行っていただくことにより、所得税の減額と個人住民税の税額控除が受けられます。

使いみちを指定できます

～たとえばこんな事業にも～

1. ふるさとを守り育てる事業のために



●丹波山村の郷土芸能・年中行事を守り育てる基盤整備の財源にします。

●丹波小学校、丹波中学校の教育環境の整備や、村民の医療・福祉を向上させる財源にします。



2. 教育と福祉に関する事業のために

3. 都市との交流に関する事業のために



●都市部の企業や個人とのつながりを大切にし、活気ある村づくりの財源にします。

●丹波山村を将来にわたって元気にするため必要な事業の財源にします。



4. その他、目的達成に必要な事業のために

寄附の仕方、方法は？

裏面の「寄附申出書」を切り取り、必要事項をご記入の上、丹波山村役場までファックス、または郵送にてお申込み下さい。その後の手続きについては、希望された方法によってください。

① 納付書による場合	寄附の申込みを受けて、村から納付書を郵送させていただきます。 その後、下記の指定金融機関の窓口でお振込みください。 なお、大変申し訳ございませんが、下記以外の金融機関からの振込料につきましては、寄附される方のご負担となります。 (手数料が不要の金融機関名) 山梨中央銀行、クレイン農業協同組合
② 払込取扱票による場合	寄附の申込みを受けて、村から払込取扱票を郵送させていただきます。 その後、必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行窓口でお振込みください。
③ 現金書留による場合	寄附の申込みを受けて、村から確認のご連絡をいたします。 その後、丹波山村役場総務企画課あてに現金書留封筒にて郵送をお願いします。 なお、大変申し訳ございませんが、郵送料につきましては寄附される方のご負担となります。
④ 直接お持ちくださる場合	丹波山村役場総務企画課まで直接お持ちください。

丹波山村応援寄附金 寄附申出書

私は、丹波山村応援寄附金として、次のとおり寄附を申し出ます。

項目		記入欄
寄附をする人	ご氏名	(ふりがな：)
	性別・生年月日	男・女 明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	ご住所・連絡先	〒 — (電話番号 — —)
寄附金額・使いみち (口数と合計金額を記入してください) ※1口、5,000円からになります。 ※合計金額30,000円以上の方には、のめこい湯の入浴券などを差し上げます。	1 ふるさとを守り育てる事業 5,000円 × □ 2 教育と福祉に関する事業 5,000円 × □ 3 都市との交流に関する事業 5,000円 × □ 4 その他、目的達成に必要な事業 5,000円 × □ 寄付金額合計 金 円	
個人情報の公開について (○印を付けてください)	上記の個人情報、及び寄附金額について、事業報告書や広報たばやま等で公開してよろしいでしょうか。 (公開可・非公開)	
寄附の方法 (○印を付けてください)	1 納付書による寄附 ※後日、納付書を送付いたします。 2 現金による寄附 (払込取扱票・現金書留・直接持参)	

《ご注意》

※丹波山村応援寄附金は、皆さんの「丹波山村を応援したい」という気持ちを形にしていただくための取り組みであり、決して寄附を強要するものではありません。ふるさと納税をかった寄附の強要や詐欺行為には十分ご注意ください。

※法人の方の寄附は、ふるさと納税の対象外ですが、経費として控除対象になりますので、法人の方のご寄附もお待ちしております。

※本書式によりいただいた個人情報は、寄附金の取扱い事務以外の目的では一切使用いたしません。

お申込み・お問い合わせは

〒409-0305

山梨県北都留郡丹波山村 890番地

丹波山村役場 総務企画課

■TEL: 0428-88-0211

■FAX: 0428-88-0207

■E-mail: soumu@vill.tabayama.yamanashi.jp

■URL: http://www.vill.tabayama.yamanashi.jp/

FAXでの送付は
0428-88-0207

キリスト